

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年2月16日（平成28年（行個）諮問第28号）

答申日：平成28年9月14日（平成28年度（行個）答申第95号）

事件名：本人に対し実施された医療上の措置について記録された文書（特定刑事施設保有）の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「請求者特定個人名の病状（特定病名）について、貴所の医務課及び外部の医療機関により請求者に対し実施された医療上の措置について記録された全ての情報。（特定刑事施設保有）」に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し，平成27年10月30日付け名管総発第256号により名古屋矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は，審査請求書及び意見書によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 不開示決定が違法・不当であること

（ア）本件では，処分庁は，「本件請求個人情報が，『刑の執行に係る保有個人情報』であり，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律45条1項に規定する法の適用除外に該当する」ことを理由として，不開示（添付資料略）とした。しかし，不開示処分は違法・不当である。以下詳述する。

（イ）旧法13条1項ただし書において，刑の執行に係る保有個人情報等が開示請求の適用除外とされたのには，「これらが個人の前科，逮捕歴等の高度のプライバシーに係る情報である，開示請求の対象とすると，就職の際に本人の前科等の個人情報ファイルの開示請求

結果を提出させる等の方法で前科等を審査するために用いられるおそれがあり、本人の社会復帰を妨げる等の弊害が生じる可能性があるからであり、また、「かかる保有個人情報記録されている訴訟関係書類に関して、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法等において、関係者のプライバシー保護、捜査の密行性、刑事裁判における適正手続の確保等の諸種の要請の調和を図った独自のシステムが設けられているからでもあり、「このような理由は今日においても妥当するという判断の下に、本法も、かかる保有個人情報については、開示請求、訂正請求、利用停止請求の規定の適用除外としている」（個人情報保護法の逐条解説（第4版）（以下、「逐条解説」という。）389頁～、宇賀克也著、有斐閣）のである、また、「現に収容されている者についてまで、本項の定める適用除外の理由が妥当するかについては、検討する必要があるように思われる。」（逐条解説391頁）とされている。

上記の適用除外とされた理由からすると、そもそも「刑事収容施設の被収容者に対して講じられた医療上の措置に係る個人情報で刑事施設の被収容者が保有するもの」については、「刑の執行に係る保有個人情報」に該当しないというべきである。

(ウ) また、そもそも本件請求個人情報の一部については、平成27年3月12日（特定文書番号）付で、特定刑事施設長特定個人名から、特定弁護士に対し、弁護士法に基づく照会に準じて、すでに回答がなされていた（添付資料略）。また、本件は、特定刑事施設に在所中、特定病名との診断を受け、特定臓器の全摘出することをすすめられた請求人が、特定機能を喪失し人工臓器を装具する場合のQOL（生活の質）の低下や感染症が発生するリスク等を懸念し、特定臓器を全摘出しない治療法を希望し、自身の病状に関する情報の開示を求めたものである。

人権を保障し尊重する憲法の精神（憲法13条）、及び国際人権規約（自由権規約）10条の規定に鑑みれば、人権は刑事施設の被収容者であっても等しく保障される。自己の病状についてのあらゆる情報を知る権利、特定臓器の全摘出という治療を受けるという自己決定権も当然保障されているのであり、本件請求個人情報の開示はこれらの権利に含まれる。これに対し、請求人のプライバシーに関する権利は、性質上放棄可能な法益であり、本件請求個人情報の開示により、付随的に自身のプライバシー情報が侵害されることについては、甘受している。

このような本件の個別的な事情を踏まえても、「刑の執行に係る保有個人情報」に該当するとして、全部を不開示処分としたのは、

違法・不当といわざるを得ない。

イ 小括

以上から、不開示決定処分は取り消されるべきである。

(2) 意見書

ア 意見の理由

法45条1項刑の執行等に係る保有個人情報に該当しないこと

(ア) 諮問庁の主張

諮問庁は、特定の疾病について、刑事施設内で行われた診療等の記録は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）2編2章6節に基づき作成されるものであり、また、外部の医療機関で行われた診療等の記録は、同節に基づき作成され又は同節を前提に取得されるものであることから、「請求者の病状（特定病名）について、貴所の医務課及び外部の医療機関により請求者に対し実施された医療上の措置について記録された全ての情報」は、特定の個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成・取得されるものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当する、と主張する。

しかし、かかる主張は誤りである。

(イ) 「刑の執行に係る保有個人情報」に該当しないこと

法45条1項の適用除外規定の趣旨が及ばないこと

当該規定の趣旨は、刑事事件、少年の保護事件に係る裁判や刑の執行等に関する個人情報は、個人の前科前歴、逮捕歴等の本人が犯罪に関与したことを示す情報であり、これが外部に出れば本人の社会復帰や更生の妨げとなることから、当該情報については、開示請求権等を定める第4章を適用除外とされたものである。

当該規定の元となった、旧法13条1項ただし書において、刑の執行に係る保有個人情報等が開示請求権の適用除外とされたのは、これらが個人の前科、逮捕歴等の高度のプライバシーに係る情報である、開示請求の対象とすると、就職の際に本人の前科等の個人情報ファイルの開示請求結果を提出させる等の方法で前科等を審査するために用いられるおそれがあり、本人の社会復帰を妨げる等の弊害が生じる可能性があるからであり、また、かかる保有個人情報が記録されている訴訟関係書類に関して、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法等において、関係者のプライバシー保護、捜査の密行性、刑事裁判における適正手続の確保等の諸種の要請の調和を図った独自のシステムが設けられているからでもあり、このような理由は今日においても妥当すると考えられる（逐条解説389頁～）。

当該規定の趣旨からすると、現在刑の執行がなされている者につ

いては、刑の執行がなされて現に収容されている時点においては、本人の社会復帰や更生の妨げになることは考慮する必要はない。この点、前掲逐条解説においても、「現に収容されている者についてまで、本項の定める適用除外の理由が妥当するののかについては、検討する必要があるように思われる。」（逐条解説391頁）とされている。

したがって、少なくとも、現に刑の執行がなされ刑事収容施設に収容されている者が、自己の病状（特定病名）について、貴所の医務課及び外部の医療機関により請求者に対し実施された医療上の措置について記録された全ての情報の開示を求めた場合には、当該除外規定の趣旨に及ばないのであるから、「刑の執行に係る保有個人情報」に該当しない。

（ウ）本件の一連の経過に鑑みても該当しないこと

事実経過に鑑みても全部を不開示処分としたのは、違法・不当であること

このように本件対象保有個人情報の一部については、平成27年3月12日（特定文書番号）付で、特定刑事施設長特定個人名から、特定弁護士に対し、弁護士法に基づく照会に準じて、すでに回答がなされていた。

また、本件は、特定刑事施設に刑の執行として現に収容されている審査請求人が特定病名との診断を受け、特定臓器を全摘出することをすすめられたため、特定機能を喪失し人工臓器を装具する場合のQOL（生活の質）の低下や感染症が発生するリスク等を懸念し、特定臓器を摘出しない治療法を希望し、自身の病状に関する情報の開示を求めたものである。

人権を保障し尊重する憲法（憲法13条）の精神、及び国際人権規約（自由権規約）10条の規定に鑑みれば、人権は刑事施設の被収容者であっても等しく保障される。自己の病状についてのあらゆる情報を知る権利、特定臓器の全摘出という治療を受けるという自己決定権も当然保障されているのであり、本件請求個人情報の開示はこれらの権利に含まれる。これに対し、請求人のプライバシーに関する権利は、性質上放棄可能な法益であり、本件請求個人情報の開示により、付随的に自身のプライバシー情報が侵害されることについては、甘受している。

このような本件の個別的な事情を踏まえると、「刑の執行に係る保有個人情報」に該当するとして、全部を不開示処分としたのは、違法・不当といわざるを得ない。

イ 結論

以上から、不開示決定処分は取り消されるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件開示請求は、特定刑事施設が保有する「請求者特定個人名の病状（特定病名）について、貴所の医務課及び外部の医療機関により請求者に対し実施された医療上の措置について記録された全ての情報。」の開示を求めているものである。
- 2 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報、開示請求等適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求等適用除外とされたものである。

特定の疾病について、刑事施設内で行われた診療等の記録は、刑事収容施設法2編2章6節に基づき作成されるものであり、また、外部の医療機関で行われた診療等の記録は、同節に基づき作成され又は同節を前提に取得されるものであることから、本件対象保有個人情報は、特定の個人が刑事施設に収容されている又は収容されていたことを前提として作成・取得されるものであり、刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして不開示とした決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年2月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同年6月6日 | 審議 |
| ⑤ | 同月28日 | 審議 |
| ⑥ | 同年7月5日 | 審議 |
| ⑦ | 同年9月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「請求者特定個人名の病状（特定病名）について、貴所の医務課及び外部の医療機関により請求者に対し実施された医療上の措置について記録された全ての情報。（特定刑事施設保有）」に係

る保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分をし、諮問庁もこれを妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、例えば、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件開示請求に該当する保有個人情報は、特定個人が刑事施設に収容されている、又は収容されたことがあることを前提として作成されるものであり、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、特定の疾病に関する刑事施設内又は外部の医療機関で行われた診療等の記録であり、当該記録は、刑事収容施設法2編2章6節に基づき作成され又は同節を前提に取得されるものであって、これを開示すると、特定個人が刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかとなり、受刑者等の社会復帰上又は更生保護上問題になると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法45条1項により適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、①刑事施設の被収容者であっても自己の病状についての情報を知る権利等は当然保障されているのであり、本件対象保有個人情報を「刑の執行に係る保有個人情報」に該当するとして不開示としたのは、

違法である，②現在刑の執行がなされている者については，本人の社会復帰や更生の妨げになることを考慮する必要はないなどとして，本件対象保有個人情報には法45条1項の規定の趣旨は及ばないなどと主張するが，立法論としての当否はともかく，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，法45条1項の「刑事事件に係る裁判，刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し，法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報は，同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史